

支払業務に係る内部統制の適正化

対象受検機関：公益財団法人日本センチュリー交響楽団

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>会計規程第22条によると、金銭の支払は、請求書、その他取引を証する書類に基づいて、支出伺により、経理責任者の承認を経て行うものとされている。                      実際の運用は以下のとおりである。</p> <p>① 担当者Aは会計システムにおいて支払伝票を起票し、経理責任者であるマネージャーBの承認を書面により得る。</p> <p>② 担当者Aはインターネットバンキングにおいて振込用の支払データを作成し、マネージャーBの承認を書面により得た後、支払データの送信処理を実施している。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【会計規程】</b>                          第22条 支払手続                          金銭の支払は、請求書、その他取引を証する書類に基づいて、支出伺により、経理責任者の承認を経て行うものとする。</p> </div>	<p>会計システム及びインターネットバンキングにおける支払伝票の起票、支払データの作成及び送信処理が同一の担当者によって行われており、マネージャーの関与は書面のみとなっていることから、支払業務に関するリスクを十分に軽減する仕組みになっていない。</p>	<p>内部統制の観点から、支払業務について適切な分担に改められたい。</p>
<p><b>措置の内容</b></p>		
<p>インターネットバンキングによる振込操作は、経理担当者が支払データを作成し、総務経理グループの責任者（マネージャー）が承認の操作を行うこととした。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年12月22日、事務局：平成28年10月19日から同月20日まで）